

秋田県告示第百六十八号

生活保護法の規定による看護料の支給基準（秋田県告示第四百二十号）は、廃止する。  
この告示は、平成二十九年四月一日から効力を生ずるものとする。

平成二十九年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久